

平成21年生駒市教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 平成21年6月26日(金)午前10時

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 臨時代理につき承認を求めることについて
(平成21年生駒市議会(第3回)定例会提出議案について)
- (2) 平成21年生駒市議会(第3回)定例会提出議案の結果について
- (3) 臨時代理につき承認を求めることについて
(生駒市社会教育委員の委嘱について)
- (4) 臨時代理につき承認を求めることについて
(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について)
- (5) 臨時代理につき承認を求めることについて
(生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について)
- (6) 平成21年度幼稚園・学校訪問の結果について
- (7) 生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言について
- (8) 生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する等の規則の制定について
- (9) 生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- (10) 平成21年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

4 出席委員

委員長 中井公人	委員(委員長職務代理者) 村田浩子
委員 平本重次	教育長 早川英雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪 幹 夫	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	西 井 久 之
人権教育課主幹	中 谷 博 明	学校給食センター所長	奥 谷 茂 治
生涯学習課長	奥 村 直 幸	中央公民館長	生 田 敏 史
芸術会館長	行 元 政 樹	南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹

北コミュニティセンター館長	奥 田 好	スポーツ振興課長	中 井 宏
教育総務課課長補佐	辻 中 伸 弘	教育指導課指導主事	松 田 由起子
生涯学習課課長補佐	西 野 敦	スポーツ振興課課長補佐	吉 岡 秀 高
教育総務課庶務係長	松 田 悟	教育総務課（書記）	楠 下 崇 子

7 傍聴者 なし

午前10時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成21年生駒市教育委員会第6回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前10時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第6回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般の報告について、順次報告を受けます。

まず、7月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、委員長の選挙についてを議題といたします。事務局から説明を受けます。

○大津輪部長：平成21年6月30日をもちまして、現委員長の任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第12条第1項の規定に基づきまして、委員長の選挙をお願いするものでございます。

なお、委員長の任期は1年でございますので、平成21年7月1日から平成22年6月30日までとなりますので、よろしくお願いたします。

○中井委員長：ただ今、事務局から説明がありましたとおり、委員長の選挙を行います。選挙の方法については投票と指名推選とがありますが、いかがいたしましょうか。

○村田委員：選挙の方法については、投票より指名推選の方法が良いと思います。

○中井委員長：お諮りします。ただ今の提案に、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、指名推選で行うことに決しました。それでは、どなたかご指名いただけますか。

○早川教育長：委員長には、現在、委員長をされております中井委員長を指名します。

○中井委員長：ほかにございませんか。

《 発言なし 》

○中井委員長：先ほど早川教育長から指名がありました、私が委員長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名がありました私が、委員長に当選することになりました。

これにて、委員長の選挙を終わります。

《 中井委員長 挨拶 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、委員長職務代理者の指定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○大津輪部長：平成21年6月30日をもちまして、現委員長職務代理者の任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第12条第4項の規定に基づきまして、委員長職務代理者の指定をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○中井委員長：ただ今、事務局から説明がありましたとおり、委員長職務代理者の指定を行います。選出の方法について、ご意見等ございませんか。

○平本委員：選出の方法につきましては、委員長の選任と同様、指名推選が良いと思います。

○中井委員長：お諮りします。ただいまの提案に、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、次期委員長の私が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、私が指名することに決しました。次期委員長職務代理者には、引き続き村田委員を指名します。

お諮りします。ただ今私が指名しました村田委員を次期委員長職務代理者と指定することに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました村田委員が次期委員長職務代理者に指定されました。

それでは、ご挨拶をお願いします。

《 村田委員 挨拶 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、議席の決定についてを議題とします。

議席については、お手元に配布しております議席の配置図案のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。議席については原案のとおり現状と同じとすることに決しました。

~~~~~

○中井委員長：それでは、これより議案審議に入ります。

日程第7、報告第15号、臨時代理につき承認を求めることについて（平成21年生駒市議会（第3回）定例会提出議案について）及び、日程第8、報告第16号、平成21年生駒市議会（第3回）定例会提出議案の結果についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長と生涯学習課、奥村課長から報告及び説明を受けます。

まず、峯島課長お願いします。

○峯島課長：生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定によりご報告申し上げます。

本件につきましては、6月市議会に提出する教育委員会に係る議案について、本来でしたら事前に教育委員会に議案として提出し、委員会のご意見を伺うべきところですが、教育委員会を開催するいとまがございませんでしたので、臨時に代理いたしましたことを報告し、ご承認願うものでございます。

議案の詳細については、後ほど説明させていただきますが、生駒市議会は、6月10日から23日までの14日間の会期で行われ、教育委員会に係る議案は、報告案件1件と議決案件2件を提出し、いずれも了承、可決されました。

それでは、教育総務部が所管いたします議案について、ご説明いたします。

まず、平成20年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書について教育総務部が所管する事項につきまして、ご説明申し上げます。

資料の議案書抜粋2ページをお願い致します。

まず、款 教育費、項 小学校費でございますが、情報教育推進事業につきましては、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、生駒南小学校及び桜ヶ丘小学校の教育用パソコンを購入するためのもので、12,400千円を繰越させていただいております。

続いて、小学校施設整備事業につきましては、一部工事が4月にずれ込みました生駒台小学校南館改築に伴う工事費及び工事監理費と、平成20年度の国の補正予算により、生駒小学校西館及び生駒台小学校本館・北館・新館の耐震補強事業が補助採択されたことに伴い、必要となる工事費及び工事監理費で、合わせて598,324,050円を繰越させていただいております。

次に、項 中学校費でございますが、情報教育推進事業につきましては、小学校と同

様、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、生駒南中学校及び生駒北中学校の校内LANを整備するもので、3,600千円を繰越させていただいております。

なお、今回の工事により、小中学校全てに校内LANが整うこととなります。

続きまして、生駒中学校改築事業であります。

4月に見学いただいたとおり、校舎につきましては昨年度内に竣工しておりますが、体育館につきましては、耐震補強設計に係ります公的機関の判定が、国の耐震化補助率の引き上げの影響から、判定機関が混み合っており、年度内に終えることができなかったことから、設計業務に係る委託費を繰越したものです。

また、小学校と同様に平成20年度の国の補正予算により、生駒中学校体育館の補強工事が、補助採択されたことに伴う、工事費及び工事監理に要する費用で、合わせまして39,730千円を繰越させていただいております。

続きまして、項 保健体育費でございますが、学校給食センター整備事業につきましても、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、老朽化したボイラーの取替を行うもので、26,400千円を繰越させていただいております。

教育総務部は以上でございます。

○奥村課長：続きまして、生涯学習部でございます。資料1の議案書抜粋2ページをお願いいたします。款 教育費、項 社会教育費の中央公民館監理事業費につきましては、国の地域活性化・生活対策臨時交付金によりまして、中央公民館のエレベーターの改修工事を行うもので、8,260千円の補正をお願いしておりましたが、工事費が予定より下回りましたので、8,190千円の繰越をさせていただきました。以上でございます。

○峯島課長：続きまして、平成21年度生駒市一般会計補正予算（第3回）について、教育総務部の所管分につきましては、ご報告申し上げます。資料の議案書抜粋の30ページをお願いいたします。

まず、歳出ですが、款8教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、学校ICT（学校情報通信技術）環境整備事業の整備目標を達成するため創設された補助金を活用して行うもので、生駒小学校、生駒台小学校及び鹿ノ台小学校の教育用パソコン123台と、各小学校の校内LAN用パソコン36台、加えて特にテレビを活用する事の多い小学校1、2年生の全ての教室へのデジタル放送対応テレビ82台の配置に要する費用で、補正前の額に39,950千円を追加いたしました。

次に、目2教育振興費では、新学習指導要領の全面実施に向け、必要となる理科教育設備整備のため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するもので、補正前の額に3,000千円を追加いたしました。

続きまして、款8教育費、項3中学校費、目1学校管理費では、小学校同様、補助金及び臨時交付金を活用し、校内LAN用パソコン33台、校務用パソコン4台の購入に要する経費で、補正前の額に4,050千円を追加いたしました。

次に、目2教育振興費では、小学校同様、理科教育設備整備のため、地域活性化・経

済危機対策臨時交付金を活用するもので、補正前の額に 3,000 千円を追加いたしました。

次に、目 3 中学校施設整備費では、安全・安心な学校づくり交付金に新たに創設予定のエコ化事業及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、昨年度設置いたしました生駒中学校屋上の太陽光発電設備に、10kwの発電設備を増設するための工事費で、補正前の額に 17,000 千円を追加しております。

続いて、項 6 保健体育費、目 3 学校給食センター運営費では、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、食器洗浄機及び食器消毒保管庫を更新するもので、補正前の額に 20,500 千円を追加いたしました。

次に、歳入でございますが、資料の 27 ページをお願いいたします。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金でございます。

まず、小中学校のパソコン及びデジタル放送対応テレビの購入につきましては、学校 ICT 環境整備事業補助金として、事業費の 1/2 が措置される予定です。

次に、生駒中学校の太陽光発電設備設置に係るものは、安全・安心な学校づくり交付金に新たにエコ化がメニューとして加えられる予定で、同じく事業費の 1/2 が措置される予定です。

また、理科教育設備整備に係る補助金でも、事業費の 1/2 が措置され、これらを合わせまして、33,500 千円の歳入の増額を見込んでおります。

以上が、教育総務部の所管に係ります補正予算分でございます。

○奥村課長：生涯学習部にかかります補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

生涯学習部に係る補正予算につきましても、国から地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付されることに伴い、この交付金を利用して事業をさせていただきたく、お願いするものでございます。

資料の議案書抜粋の 31 ページをお願いいたします。まず、歳出の款 8 教育費、項 5 社会教育費、目 2 公民館費の節 13 委託料でございます。

これにつきましては、中央公民館が昭和 56 年の建設でございまして、新耐震基準以前の建物でございますので、耐震診断をさせていただきたく、お願いするものでございます。

次に、目 3 図書会館費、節 13 委託料でございますが、これにつきましては、更新時期を迎えております図書館システムをインターネット予約や貸出延長にも対応したシステムに更新させていただくものでございます。

次の、目 9 文化財保護費、節 13 委託料につきましては、中央公民館別館(山崎町)を郷土資料館に転用させていただきたく、21年度の当初予算において、当該施設の耐震診断に係る経費を計上させていただいたところでございますが、これに加えまして、耐震診断の結果を踏まえ、基本設計もさせていただきたく、補正をお願いするものでございます。

次に、目 10 コミュニティセンター費、節 11 需用費の修繕料でございますが、これ

につきましては、老朽化しておりますコミュニティセンター文化ホールの舞台幕を取替えさせていただくものでございます。

次に、目11南コミュニティセンター費、節11需用費の修繕料につきましては、南コミュニティセンターの空調機器の保守整備の120万円とせせらぎホールの舞台機構設備の改修の240万円を計上させていただくものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。款8教育費、項6保健体育費、目2体育施設費でございますが、これにつきましては、老朽化しております総合公園体育館のアリーナ照明制御端末機の取替えをさせていただくものでございます。

続きまして、資料の議案書抜粋の最終ページ、追送議案をお願いいたします。本件につきましては、(仮称)井出山屋内温水プールの新設工事の工事請負契約を締結するものでございまして、5月27日に事後審査型条件付一般競争入札により、459,900,000円で株式会社松村組が落札したことから、工期を契約の日から平成22年3月12日までとし、工事請負契約を締結するため議案として上程したものでございます。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

今回の臨時交付金についてですが、国から交付金がおりても財政的に苦しい市町村では、有効活用することは難しく、生駒市には余力があり、努力して各方面で取り組んでいただいているという捉え方でいいですか。

○峯島課長：今回の臨時交付金は、経済対策として交付されるものですので、先ほどご説明した各事業は、ほとんど国の予算で賄うことができます。

○大津輪部長：生駒市全体では、約2億7千万円の臨時交付金を活用するものですが、加えて文部科学省の補助金も利用しながら、効率よく予算を確保してまいりたいと考えております。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、報告第15号、臨時代理につき承認を求めることについて(平成21年生駒市議会(第3回)定例会提出議案について)及び、日程第8、報告第16号、平成21年生駒市議会(第3回)定例会提出議案の結果については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、報告第17号、臨時代理につき承認を求めるこ

とについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）を議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第9、報告第17号、臨時代理につき承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。これにつきましては、過日の生駒市PTA協議会の役員改選に伴い、選出の社会教育委員の変更がございましたので、生駒市社会教育委員の委嘱について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に対する規則第5条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

内容といたしましては、生駒市PTA協議会から阿部久美子氏に代わり、推薦いただきました、宮下育代氏を社会教育委員として、委嘱したものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間でございます平成21年7月31日までとなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、報告第17号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）は、報告のとおり、承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、報告第18号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について）を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：ご報告申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

本件につきましては、支出負担行為の合議が必要な場合において、20万円未満のものについては財政係長の合議は不要であったものを、30万円未満に引き上げる改正で、本来でしたら事前に教育委員会に議案として提出し、委員会のご意見を伺うべきところでございますが、市長部局において、平成21年6月1日から施行されたことによりまして、教育委員会を開催するいとまがございませんでしたので、臨時に代理いたしました

たことを報告し、ご承認願うものでございます。よろしく願いたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、報告第18号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、報告第19、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について）を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：ご報告申し上げます。

本件につきましては、町の区域及び名称の変更に伴うもので、内容といたしましては、上町の一部及び白庭台2丁目の一部が、生駒市東白庭土地区画整理事業にかかる土地区画整理法による換地処分公告があった日の翌日である平成21年6月13日から、新たに上町台として設定されました。これを受けて、小中学校の通学区域について、真弓小学校と上中学校の欄中に上町台を追加するものであります。

なお、本来でしたら事前に教育委員会に議案として提出し、委員会のご意見を伺うべきところでございますが、教育委員会を開催するいとまがございましたので、臨時に代理いたしましたことを報告し、ご承認願うものでございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：壺分町と菜畑町との境に住宅が増えていますが、あの辺りはどうなっていますか。

○峯島課長：お尋ねいただいたところは壺分町になりますが、指定校となる壺分小学校と壺分幼稚園よりも生駒東小学校となばた幼稚園の方が近いため、既存の指定校の変更という制度により、大部分の方は生駒東小学校となばた幼稚園に通っていただいております。

ます。

○村田委員：上町台はどのくらいの規模ですか。

○峯島課長：調査はしておりますが、あいにく今は資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第11、報告第19号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第12、報告第20号、平成21年度幼稚園・学校訪問の結果についてを議題といたします。

教育指導課、西井課長から報告を受けます。

○西井課長：ご報告いたします。議案書の7ページをお願いいたします。今年度も、教育委員の皆様と、教育長、県教育委員会の管理主事、市教育委員会事務局職員とで、5月15日から27日までの間、全29校園を訪問し、校長、教頭、園長、主任等と、教育目標や教育課題について意見交換を行いました。概要については、8ページから11ページにまとめておりますが、各校園とも学校評価や教育改革等の新たな課題や、本市が重点施策としております体力向上、命の大切さ、伝え合う力の育成、規範意識の醸成等に取り組むとともに、教員の資質の向上、研修の充実や保護者・地域の期待に対応すべく、保護者との連携を重視し、地域人材の活用等にも努めております。

なお、帳簿類は概ね適切に処理されておりました。今後も、学校と市教委で連携を密にし、各校の課題把握に努めたいと考えております。以上でございます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○平本委員：幼稚園を訪問したところ、小学校と違って障がい児のクラスが種別で分かれていません。生駒市は他市町村と比べ手厚い対応をしていると聞きましたが、先生方のご苦勞や、子どもたちが少しでも良い教育環境で育てほしいという思いがありますので、事務局としてどのように考えているのか教えてもらえませんか。

○大津輪部長：小学校と違って幼稚園は義務教育ではないため、各自治体で受け入れや

対応に幅があるのが現状です。

生駒市では、地域のお子さんはやがて小学校へ入学されますので、幼稚園からできるだけ希望に添って受け入れるよう努めており、4・5歳児には障がい児介助を配置しております。また、園長、主任も保育に携わりますし、フリー講師や3歳児クラスへの講師加配も行っており、他市と比べると、かなり手厚い体制になっていると思いますが、どこまで広げていくかは今後の課題になると考えております。

○村田委員：幼稚園では、男性教諭は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○峯島課長：正職員が一人と臨時講師が一人です。

○中井委員長：学校訪問での私の感想ですが、よく環境が整えられており、子どもたちの挨拶もしっかりできていますし、各校園が地域と連携を図りつつがんばっていると肌で感じることができました。

今後とも、市教委と各校園が連絡を密にして取り組んでいただくようお願いします。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第12、報告第20号、平成21年度幼稚園・学校訪問の結果については、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第13、報告第21号、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言についてを議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第13、報告第21号、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書について（報告）ご説明申し上げます。別冊の提言書をお願い致します。

これにつきましては、去る5月25日（月）、生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会による検討結果を本委員会の井戸委員長が市長に提言書として提出して頂きましたものでございます。

具体的な内容と致しましては、社会教育施設と社会体育施設の使用料の改定や使用時間区分などを見直し、市民に理解していただける明確な根拠に基づく適正な使用料の設定など、一定の結論をいただいたものでございます。

今後の予定と致しましては、本提言を踏まえ、使用料や使用時間区分についての基本方針を作成し、パブリックコメントなどを通じまして、市民の皆様にご意見をいただきながら、本年9月に条例改正案を議会に上程いたしたいと考えております。

以上でございます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。各社会教育施設は生涯教育の拠点となる場所であり、利用形態も様々ですが、膨大な資料を添付してもらっており、使用料改訂の裏付け資料として市民の理解を得られるものではないでしょうか。

しかし、体育施設については、概ね50%の値上げとなっており、スポーツの振興によって体力の向上、ひいては医療費の削減も期待できることから、できるだけ安価で市民の皆さんに利用してもらえよう考えてもらいたいと思います。

○長田部長：検討委員会では利用者の負担を概ね50%以下をめどに検討していただき、文化施設で47%、体育施設で50%となりました。

○中井委員長：整合性はあるということですね。

○吉岡課長補佐：社会教育施設は、もともと使用料の設定があり、それを見直したのですが、体育施設は無料のところや有料のところがありましたので、公平性という観点からも考えて検討していただきました。

具体的には、これまで無料だった総合や健民のグラウンドを有料にしたことで、利用料が増額となっております。また、体育館については全体的には値上がりですが、これまで照明の関係で日中と夜間で料金が異なっておりましたが、実際には朝でも昼でも電気をつけて利用されることがほとんどですので、一律料金にしようということになりました。結果的に夜は値下がりしたものです。このように、上がったものもあれば下がったものもあります。

○中井委員長：近頃では、空調設備が完備されていて当たり前のようになりつつありますが、この点はいかがですか。

○長田部長：大阪方面ではそういうところが多くなってきておりますが、財政上の問題もありますし、整備に伴い使用料が高くなることから利用者の負担についてもあわせて検討する必要があります。今後の課題と考えております。

○村田委員：算出根拠が明確で市民にも理解されるものだと思います。B案は生駒市の独自性のある案ですか。

○奥村課長：お支払いいただく使用料は、基準原価ということになりますが、生駒市では生涯学習の各種の活動が活発に行われていますので、それを妨げることをないようにと考え、友好的に施設を使ってもらうため、減価償却費と人件費を除いたB案を考えました。また、施設によっては減価償却を終えているものもありますので、1平米あたりで

一律に時間単価というのはおかしいという意見もありましたが、どこで、誰が使っても平等であることを目指しました。

○村田委員：土日のグラウンドの使用についてですが、説明していただけますか。

○奥村課長：土曜日のグラウンドは現在スポーツ少年団等の団体が無料で使用していますが、一般の方の 1/2 の料金で有料とさせていただきます。なお、社会教育施設では社会教育団体は曜日にかかわらず減免でしたが、有料化し、土日と平日は同額にと考えております。

○中井委員長：学校関係はどのようなのですか。

○奥村課長：原則として減免は廃止ということで検討委員会を立ち上げましたが、学校や弱者への対応として、今後どのような補填措置をとっていくか等は、担当課と調整した上で協議しながら考えていきたいと思っております。

○平本委員：これまでの取り組みにより、生駒市では他市にないぐらい施設利用も活発で、活動グループもたくさんできています。市民のつながりができているということですから、受益者負担はいいと思いますが、提言書にある施設を利用する人としない人の不公平をなくすという文言はどうかと思います。財政的な面や受益者負担という常識から、利用料はいただきますとするほうがすっきりしませんか。

○長田部長：まず、体育施設につきましては、これまでも減免はしておりません。また、一部のグラウンドは無料で使用していただいております。また、文化施設の利用については、平成4年度から生涯学習への取り組みが始まり、市民の方に集まって学習していただく、あるいは、自主学習グループの立ち上げのため、そのきっかけとして減免制度ができて、本来でしたら、減免は期間限定すべきではなかったかと思うのですが、そのまま今に至っているという現状です。昨今市民の目もあり、ほかの皆さんが受益者負担をしていながら、特定の団体は減免を受けて会議室等を占有しているということで、見直しの提言をいただきました。公園等でしたら、散歩されても一部の方が占有することにはならないのですが、各施設の利用となりますと、占有となりますので受益者負担の考えから減免はなくすべきだという考えに至ったわけでございます。

先ほど課長も申し上げましたが、弱者に対しては何らかの援助が必要と思いますが、いただいた提言から使用料を減額することは考えておりません。一般の方にはそれなりの負担をお願いしたいと考えております。

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第13、報告第21号、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言については、報告のとおり了承いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第14、議案第15号、生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する等の規則の制定についてを議題といたします。

生涯学習課 奥村課長から説明を受けます。

○奥村課長：日程第14、議案第15号、生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則についてご説明申し上げます。

議案書の13及び14ページと資料をお願いいたします。

本件につきましては、7月から生駒山麓公園が民間の指定管理者を中心とした管理運営に移行し、また野外活動センターがこの指定管理者の自主事業として運営されることから、今後、生駒山麓公園全体にかかる管理運営の調整義務を仮称生駒山麓公園管理事務所で行うことが予定されております。これを受けて、6月末を持ちまして、生駒山麓公園野外活動センター条例が廃止されることに伴い、同条例施行規則を廃止するものでございます。

なお、この条例規則の廃止に伴いまして、教育委員会事務局組織規則の事務分掌のうち生涯学習課が所管いたします野外活動センター及びふれあいセンターに関わります条文を削除し、財団法人ふれあい振興財団との連絡調整につきましては、スポーツ振興課が行うべく必要な条文を加えるものであります。また、生駒市教育委員会事務局事務決裁規則につきましても、同様の条文整理を行うものであります。

以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第14、議案第15号、生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する等の規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第15、議案第16号、生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：本案につきましては、公文書の適正な取扱いのため、公印の押印手続きに関して、生駒市教育委員会公印規則の一部を改正するものでございます。
内容といたしましては、平成21年1月23日付けで生駒市公文書適正化検討委員会から提出された提言書の中の「公印使用にあたっては、公印使用簿を作成し、実際に文書に押印された日を記録しておくが適当である。」という文言に従い、公印使用簿を導入するものでございます。

これまでも公印使用の際には、公印保管責任者が決裁文書を審査照合し、決裁に検印した上で、公印使用を認めておりましたが、公印使用簿の導入により、その公印が実際にいつ使用（押印）されたか確認できるということでございます。

なお、本件につきましては市長部局、水道局、消防等も含めた全市的な対応でございます。平成21年7月1日から施行したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：本市でも以前問題になりましたし、厚生労働省の事件もありましたので、大事なことではないでしょうか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第15、議案第16号、生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第16、議案第17号、平成21年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価についてを議題といたします。  
教育総務部、大津輪部長と生涯学習部、長田部長から説明を受けます。  
まず、大津輪部長、お願いします。



○大津輪部長：議案書16ページと別冊の報告書をお願いいたします。

目次にございますように、20年度の活動評価の項目ですが、教育委員会として1項目、教育総務部として14項目、生涯学習部として10項目の計25項目にわたりまして、活動の概要、活動結果、成果と評価、今後の活動と方針の各項目について、それぞれ取りまとめさせていただいております。

次に、教育総務部に係る重点施策でございますが、学校教育におきましては、子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会の報告を受けて、市独自で9名の市費講師を配置し、9校で小学校第1学年での30人学級を実施しました。また教室不足の生駒、生駒台、壺分の3小学校では、少人数指導という対応を行いました。

このほか、全小中学校の普通教室に扇風機を設置するとともに、生駒小学校小運動場の中庭の芝生化を地域や保護者のご協力のもと実施するなど、環境問題に配慮しつつ学習環境の整備を行ってまいりました。

次に、学校建物耐震化事業については、生駒中学校本館中館改築等工事をはじめ鹿ノ台中学校の耐震診断や、生駒北小学校、生駒南小学校、生駒北中学校及び生駒南中学校についての耐震補強工事を実施いたしまして、平成20年度につきましても、計画的に施設の整備を進めることが出来ました。

また、30人学級の実施等により教室不足となる3小学校については、生駒小学校東館改築工事、壺分小学校校舎増築工事、生駒台小学校南館改築工事を実施しました。

また幼児教育については、就学前教育の充実と子育て支援の観点から、3歳児待機児童の解消に取り組み、保育室が不足した生駒台幼稚園を除く8幼稚園で希望者全員受入れを行うとともに、なばた、桜ヶ丘、壺分の3幼稚園については増築工事を行いました。

また、ソフト面では市独自で進めてまいりましたスクールボランティアプログラムを発展させる位置づけとして、平成20年度から3カ年の文部科学省の委託事業であります学校支援地域本部事業を受けまして、着実に実施校園及び登録者数を増やすことができたと考えております。

さらに大学生を対象とした学びのサポーター制度、全中学校へのスクールカウンセラーの配置、特別支援教育支援員の中学校への配置、教育支援施設に通級指導教室を開設するなど、一層の学校支援にも取り組んでまいりました。

次に、人権教育では、人権教育講座や日本語の教室等を引き続き実施いたしますとともに、奈良県で開催された全国人権・同和教育大会の分科会の受け入れを行い、人権尊重の社会に向けて一定の成果を納めたと考えております。

最後に、学校給食については、給食配膳車の1台増車を行い2時間喫食の達成に向け努めたところがございます。また、学校給食検討委員会におきましては、今後の学校給食における食育のあり方等について、引き続き調査・検討をお願いしておるところでございます。

○長田部長：生涯学習部の主要事業についてご説明いたします。生涯学習事業といたしましては、生涯学習ボランティアの養成講座の開催やまちづくり人材バンクの活用、近

隣大学の協力を得まして市民カレッジの開催等を行うとともに、公民館や各コミュニティセンター、芸術会館におきまして各種講座や各種講演会等催しの開催、各施設の貸し館等を通じて、市民の学習の場と機会の提供、市民の芸術文化に触れる機会を提供し、生涯学習の推進に努めたところでございます。

また、社会教育施設使用料等見直しについては、先ほどご報告申し上げたように検討委員会を設置し審議、検討を重ねていただきました。

次に、文化財保護としては、民俗、古文書、埋蔵文化財等の調査を行い、2つの市指定文化財を指定するとともに、指定文化財の的確な保存を施すため保存修理の助成を行いました。

次に子どもに関する施策として、各種の研修等の実施や子ども会等育成団体への支援や家庭教育学級への支援とともに、青少年健全育成の啓発及び非行防止活動に努めました。また、子どもの居場所作り事業として、俵口小学校で放課後子ども教室を実施しました。さらに子ども読書活動の推進のため、あかちゃん絵本リストの作成、配布を始め、これまでに作成したブックリスト等とセットにして、幼稚園や小学校へ貸し出しました。

次に、男女共同参画につきましても、平成20年7月から男女共同参画プラザをセイセイビル1階に移設し、機能充実に努めるとともに、各種講座、相談業務、女性団体等への行動・交流の支援を通じて男女共同参画の推進に努めたところでございます。

なお、男女共同参画に係ります事業については、平成21年4月1日から市の組織改革により、市長部局の市民部へ移管しておりますことを申し添えます。

次に、スポーツ振興についてでございますが、市民体育祭やファミリースポーツのつどいなど、スポーツやレクリエーション活動を関係団体の協力を得ながら実施いたしまして、市民の体力、健康づくりに努めるとともに、平成20年度は、スポーツ施策の基礎となるスポーツに関する市民意識調査を実施いたしました。また、新しい施設となる井出山屋内温水プールについては、指定管理者の指定及び実施設計を行いました。

次に、高齢者に関しましては、中央公民館を中心に活動しております寿大学の受け入れ人員を平成20年度は40名増員とし、1学年265名としまして、高齢者の方が地域社会において生涯学習の推進者となってもらえるよう努めました。

最後に図書についてでございますが、蔵書の充実と各講座の開催により子どもの読書活動の環境整備に努めましたところ、5館で蔵書数、貸し出し数とも昨年度から増えております。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

○村田委員：学校施設の耐震化を進めている関係で、工事期間中、プレハブで対応している学校があると思いますが、例えば生駒小学校のプレハブでは、天井が低かったり、蛍光灯がむき出しで設置されていまして、マグネットしか使えないなど、リースなので使用上制限があるように聞きました。プレハブの使用には、何か約束ごとがあるのでしょうか。

○峯島課長：仮設リースについては規格を決めて入札をしておりますが、使用上の問題については学校と相談しながら対応できることがあると思いますので、必要に応じて協議したいと思います。

○平本委員：山崎町に郷土資料館を造るということですが、どのくらいの規模になるのでしょうか。

○長田部長：山崎町に中央公民館の別館があるのですが、昔の町役場だった建物でして、それを資料館として活用しようと考えております。建物自体を登録有形文化財として県に申請しております。その後、耐震診断を行い、耐震補強設計を行うことになると思いますが、登録有形文化財となりますと建物の中は触ることはできるのですが、外観を変えることはできません。以上のことを踏まえた上で、耐震設計までには委員会を立ち上げ、規模も含めてどのような資料館にするか、検討してもらいたいと考えております。

○中井委員長：30人学級ですが、個人的には、低学年の間は早生まれとそうでない子どもとでは、いろいろな面で個人差が大きいですし、基礎学力を身につけるという点でも、2年生ぐらいまで30人学級ができればと思います。また高学年でも、家庭環境が違いますし、やはり勉強は塾ではなく学校でしてもらいたいと思いますので、財政的な問題はありますが、市長のマニフェストにもありますし、今後のことについてこれからも検討をお願いしたいと思います。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第16、議案第17号、平成21年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

今後の予定として、点検評価委員の方々に見ていただき、ご意見をいただかねばなりませんので、事務局からなるべく早く報告書を渡していただくようお願いします。

~~~~~

○中井委員長：他にございませんか。それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午前11時35分 閉会